

てゆく。

(4) 「公共工事週休 2 日・現場閉所モデル工事」の実施

建設業における労働時間短縮に対しては、公共工事がその先導的役割を果たすことが重要であるとの認識から、建設省直轄工事において平成 2 年度より「公共工事週休 2 日制モデル工事」を実施していたが、今後の週休 2 日制導入をさらに円滑なものとするため、平成 9 年度以降は、「公共工事週休 2 日・現場閉所モデル工事」の積極的な実施を図るものとする。このモデル工事では、特記仕様書に 4 週 8 休での休日と現場閉所を明記するとともに、現場閉所の円滑な移行に向けた工事現場の実態、問題点の把握とこれに対する改善策のとりまとめを行うこととする。

(5) 他の公共工事発注者への要請等

公共工事が労働時間短縮の先導的役割を果たしてゆくためには、建設省、公団、地方公共団体等すべての公共工事の発注者が、その役割に関する共通の認識を持ち、それぞれの立場で労働時間短縮に関する施策を講ずる必要がある。このため、週 40 時間労働制の導入に対応した工期の設定、積算等の労働時間短縮に向けた取組の実施を強く要請し、適切な情報の提供及び助言を行う。特に、地方公共団体に対して、地方技術管理協議会等各地域における技術管理業務等に関する各種連絡会議、地方公共工事契約業務連絡協議会等の場を活用し、これらの取組の趣旨の周知徹底に努める。

(6) 労働基準法の制度の内容の周知徹底のためのキャンペーンの実施

週 40 時間労働制を定めた労働基準法の下においても、完全週休 2 日制の導入に加え、1 日の労働時間を縮減する方法や 1 年単位の変形労働時間制を活用する方法などが可能である。

屋外生産、個別受注等の特性を有する建設業においては、週 40 時間労働制の円滑な導入とその定着を図るために、建設業界におけるこうした制度への十分な理解とその活用が不可欠であり、また、公共及び民間の発注者の理解を深めることも必要である。

このため、建設生産システム合理化推進協議会の行動計画の趣旨を踏まえ、建設業界等に対し、建設産業における労働時間短縮の必要性と制度の具体的な内容の周知徹底を図る。また、設計者も含めた建設工事の発注者の理解と協力を得るため、建設省が関係省庁との連携の下、建設産業人材確保・育成推進協議会と共同して、設計者・発注者に対する要請